

# 川辺町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費率
令和4年度	10,013 人	5,604,571 千円	268,711 千円	903,691 千円	16.1 %	15.7 %

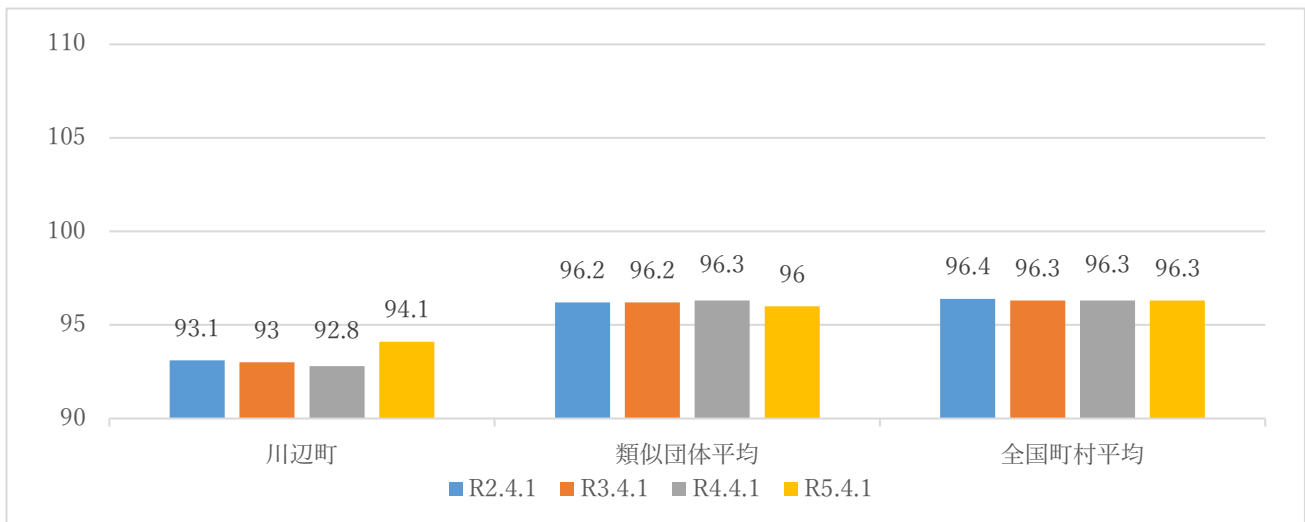
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費 B			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計
令和4年度	97 人	325,765 千円	46,636 千円	119,977 千円	492,378 千円

(参考)一人当たり給与費 B/A	(参考)町村類型平均一人当たり給与費
5,076 千円	5,503 千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数については、令和4年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、再任用職員（短時間勤務）及び会計年度任用職員を含まない。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス

指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和5年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

職員構成の変動による

#### (4) 給与改定の状況 ※川辺町は人事委員会を設置していない

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A - B	勧告 (改定率)		
令和4年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
令和4年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

#### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和4年4月1日

(内容) 当町の職員に該当するすべての給料表(行政職給料表・単純労務職給料表・福祉職給料表)については、国と同じ給料表を適用しているため、国と同様の見直しを実施。

②地域手当の見直し ※川辺町は地域手当の制度なし

③その他の見直し内容

## (6) 特記事項

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川辺町	38歳	283,088円	326,428円	301,879円
岐阜県	42.5歳	319,151円	407,064円	360,813円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
類似団体	40.9歳	299,859円	353,902円	324,003円

### ②福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川辺町	33.1歳	259,270円	278,026円	253,477円
岐阜県	40.2歳	314,140円	411,438円	348,974円
国	44.2歳	337,885円	—	387,943円
類似団体	38.7歳	269,579円	297,523円	279,523円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		川辺町	岐阜県	国
一般行政職	大学卒	185,200円	206,000円	185,200円
	高校卒	154,600円	187,700円	154,600円
技能労務職	高校卒	151,900円	171,800円	—
	中学卒	143,800円	162,100円	—
福祉職	大学卒	188,400円	—	—
	短大卒	176,900円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状態（令和5年4月1日現在）

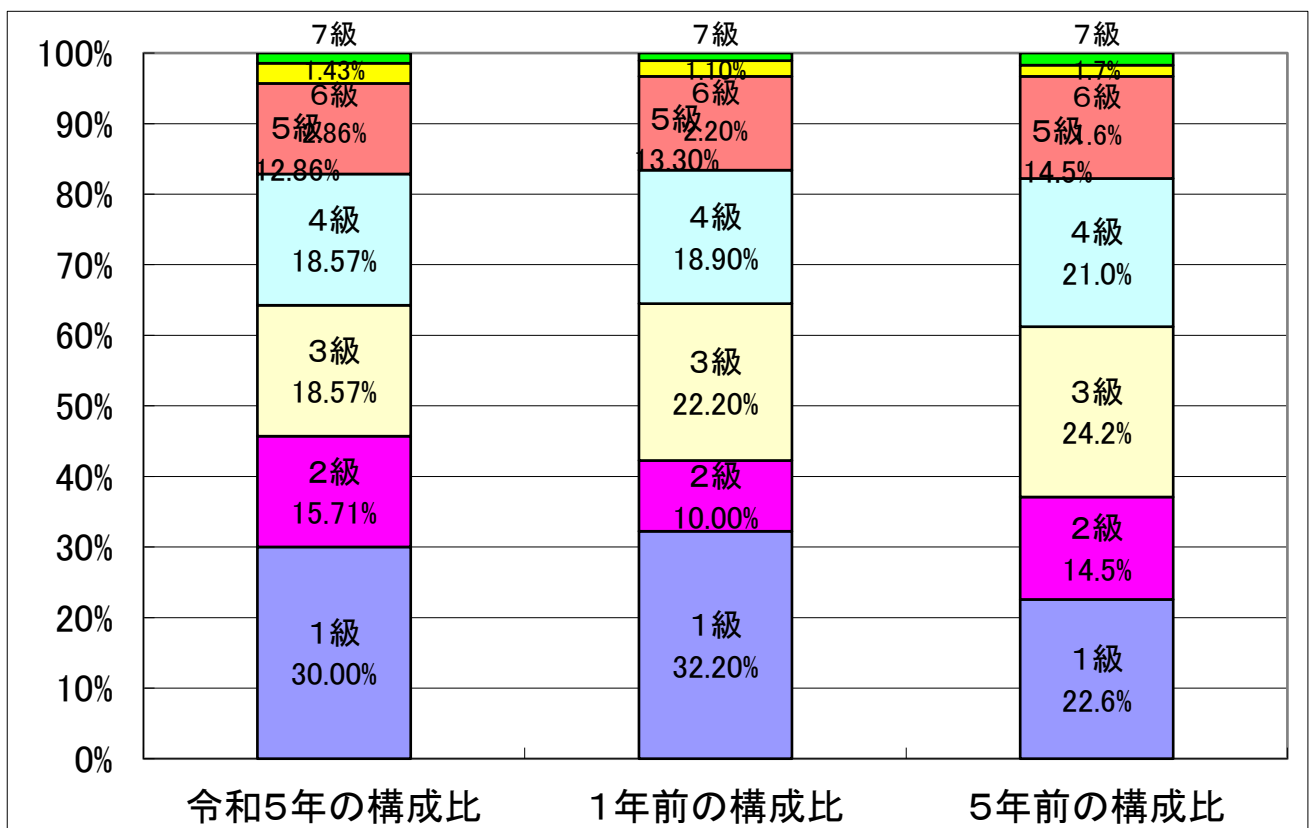
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	—	324,100 円	361,500 円	—
	高校卒	—	—	—	—
技能労務職	高校卒	—	—	—	—
	中学卒	—	—	—	—
福祉職	大学卒	—	—	—	—
	短大卒	—	287,900 円	360,500 円	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

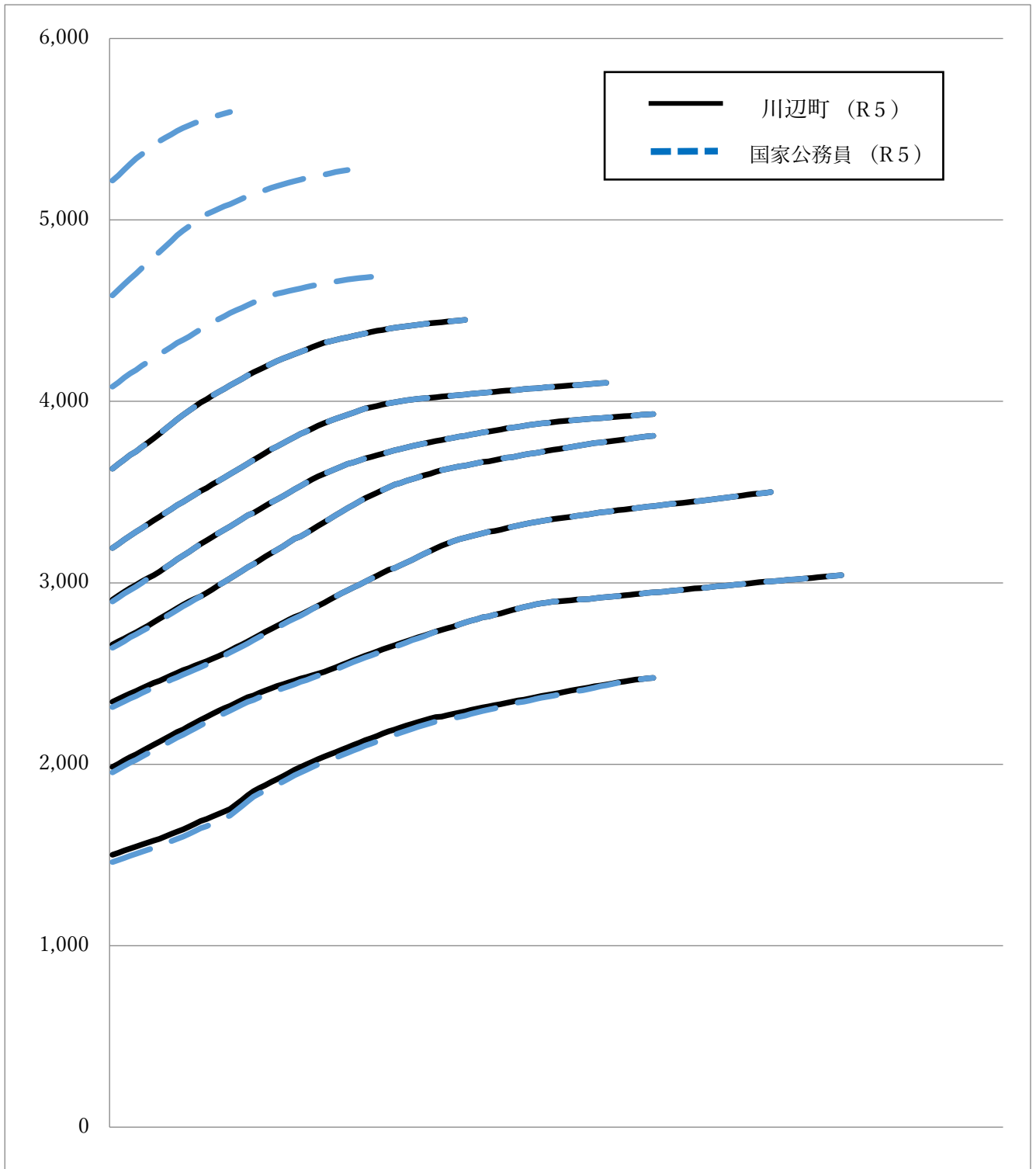
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事の職務	21人	30.00%	150,100円	247,600円
2級	主任の職務	11人	15.71%	198,500円	304,200円
3級	主査の職務	13人	18.57%	234,400円	350,000円
4級	課長補佐、主任主査の職務	13人	18.57%	266,000円	381,000円
5級	課長、局長、室長、対策監、主幹の職務	9人	12.86%	290,700円	393,000円
6級	課長、局長、室長、対策監、主幹の職務	2人	2.86%	319,200円	410,200円
7級	参事、課長の職務	1人	1.43%	362,900円	444,900円

- (注) 1 川辺町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) 平成27年に6級制から7級制に変更している。

(2) 国との給料表カーブ比較表 (行政職 (一)) (令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（川辺町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

**4 職員の手当の状況**

(1) 期末手当・勤勉手当

川 辺 町	岐 阜 県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,291 千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,653 千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 （1.35）月分 （0.95）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15%、25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（川辺町）

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○

上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

川 辺 町		国	
(支給率)	自己都合 応募認定・定年	(支給率)	自己都合 応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分 33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分 33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分 47.709 月分
最高限度	47.709 月分 47.709 月分	最高限度	47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置		その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置（45歳以上かつ勤続20年以上、割増率3～45%）		定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）	
1人当たり平均支給額 913千円 15,234千円			

（注） 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当（令和5年4月1日現在） ※川辺町は制度なし

(4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）			—	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）			—	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度決算）			—	
手当の種類（手当数）			1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和4年度決算）	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	作業に従事する職員	感染症が発生し、又は発生するおそれがある場合、患者若しくは疑いのある患者の救護又は病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理	—	作業に従事した日1日につき、職員の職務の級の3級における最高の号給の額を25で除して得た額に相当する額

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	18,190 千円
---------------	-----------



職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	295 千円
支給実績（令和3年度決算）	29,759 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	476 千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（〇年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

#### (6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和4年度 決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和4年度決算）
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 16歳から22歳の子に5,000円加算	同じ		10,793 千円	259,032 円
住居手当	賃貸住宅を借受し、一定額以上の家賃を払っている者 限度月額27,000円	同じ		5,171 千円	257,784 円
通勤手当	・交通機関利用者運賃等相当額 最高限度額55,000円 ・自動車等使用者通勤距離に応じて2,000～31,600円 ※片道2km以上の者に支給	同じ		4,578 千円	53,340 円
管理職手当	定額	異なる	算定割合が低い	6,804 千円	491,856 円
単身赴任手当	基礎月額 23,000円	同じ		—	—
宿日直手当	1回 4,400円	同じ		1,076 千円	14,673 円

## 5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市区町村長	701,100 円 ( — )	(参考) 類似団体における最高/最低額
	副市区町村長		870,000 円 / 396,000 円

		( - )	680,000 円 / 360,000 円
報酬	議長	( 287,800 円 )	355,000 円 / 199,000 円
	副議長	( 223,700 円 )	316,000 円 / 168,000 円
	議員	( 206,400 円 )	301,000 円 / 150,000 円
期末手当	市区町村長 副市区町村長	(令和4年度支給割合) 4.40 月分	
	議長 副議長 議員	(令和4年度支給割合) 4.40 月分	
退職手当	市区町村長 副市区町村長	(算定方式) 在職年方式 —	(1期の手当額) 13,356,000 円 —
	備考	(支給時期) 任期満了時 —	

(注) 1 給料及び報酬の ( ) 内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

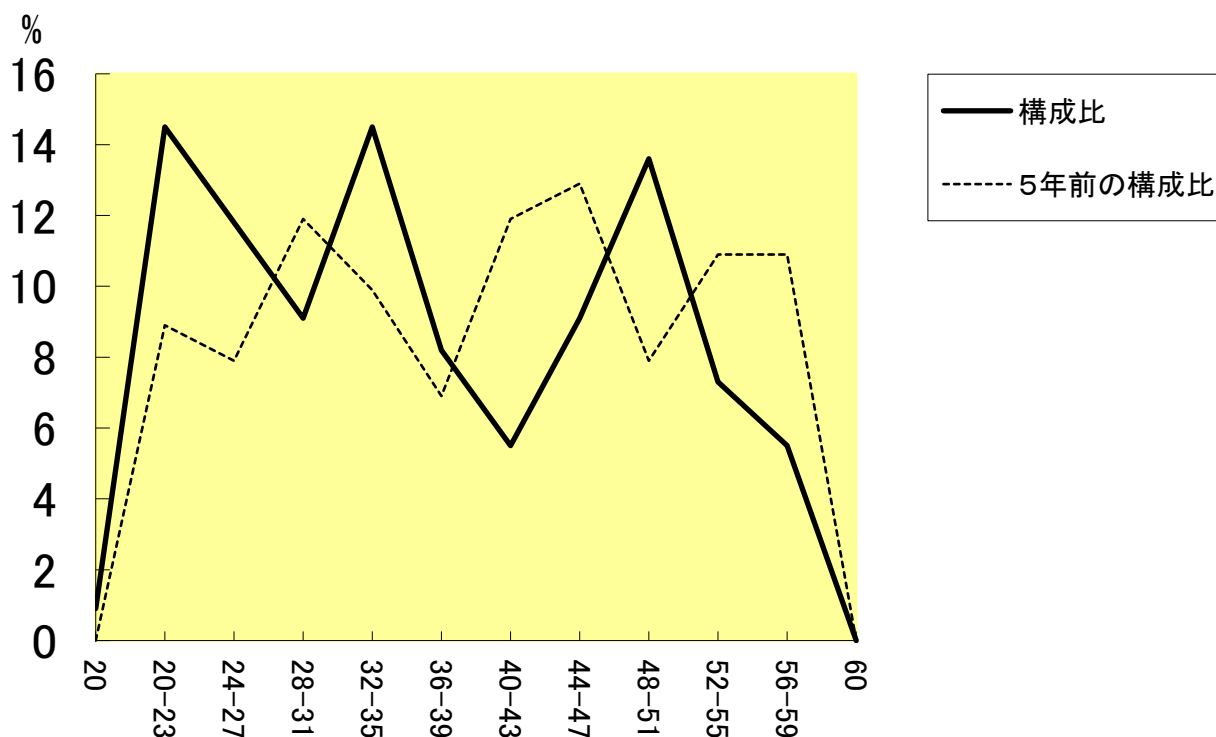
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年増減数	主な増減理由
			令和4年	令和5年		
普通会計部門	一般行政部門	議会	2	2	0	・育児休業者数の増+1 ・休職者の退職不補充▲1
		総務	24	25	1	
		税務	7	6	▲1	
		農水	5	5	0	
		商工	2	2	0	
土木		7	7	0		
民生		28	28	0		
衛生		8	8	0		
	計	83	83	0	<参考> 人口1万当たり職員数 82.89人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 115.24人)	
	教育部門	14	13	▲1	・定年退職した職員を暫定再任用短時間勤務職員として採用したことによる退職不補充▲1	
	消防部門	—	—			
	小計	97	96	▲1	<参考> 人口1万人当たり職員数 95.88人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 138.01人)	
公営企業計等部門	水道	4	4	0	・後期高齢者医療広域連合派遣による増+1	
	下水	4	4	0		
	その他(国保・介護)	5	6	1		
	小計	13	14	1		
合計			110	110	0	<参考> 人口1万当たり職員数 109.86人
			[117]	[117]	[ ]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	16人	13人	10人	16人	9人	6人	10人	15人	8人	6人	0人	110人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	75	73	80	80	83	83	8(10.7%)
教育	16	18	15	13	14	13	▲3(18.8%)
消防	0	0	0	0	0	0	—
普通会計計	91	91	95	93	97	96	5(5.5%)
公営企業等会計計	10	12	13	13	13	14	4(40.0%)
総合計	101	103	108	106	110	110	9(8.9%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。  
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和4 年度	千円 247,166	千円 7,648	千円 13,501	% 5.5	% 3.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村類型 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4 年度	人 4	千円 13,911	千円 2,979	千円 4,364	千円 21,254	千円 5,314	千円 5,503

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

##### イ 特記事項

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川 辺 町	39.6 歳	292,850 円	471,390 円
団 体 平 均	45.7 歳	335,310 円	500,619 円
事 業 者	歳		円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

川 辺 町	川 辺 町 (団体平均)
1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,247 千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,291 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)

職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～15%
-------------------------------------	-------------------------------------

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (令和5年4月1日現在)

川 辺 町			川 辺 町 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.270750 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (45歳以上かつ勤続20年以上、割増率3～45%)			定年前早期退職特例措置 (45歳以上かつ勤続20年以上、割増率3～45%)		
1人当たり平均支給額 —			1人当たり平均支給額 96千円 15,234千円		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (令和5年4月1日現在) ※川辺町は制度なし

エ 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在) 該当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	1,560 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	390 千円
支給実績 (令和3年度決算)	1,536 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	512 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 16歳から22歳の子に5,000円加算	同じ		498 千円	249,000 円
住居手当	賃貸住宅を借受し、一定額以上の家賃を払っている者 限度月額27,000	同じ		330 千円	330,000 円

	円				
通勤手当	・交通機関利用者運賃等相当額 最高限度額55,000円 ・自動車等使用者通勤距離に応じて2,000～31,600円 ※片道2km以上の者に支給	同じ		184千円	46,000円
管理職手当	定額	異なる	算定割合が低い	—	—
単身赴任手当	基礎月額 23,000円	同じ		—	—
宿日直手当	1回 4,400円	同じ		—	—

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和4年度	千円 454,613	千円 12,796	千円 13,155	% 2,89	% 3.4

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費〇千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)町村類型 平均一人当たり 給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和4年度	人 4	千円 11,993	千円 1,393	千円 4,216	千円 17,602	千円 4,401	千円 5,503

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和5年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### イ 特記事項

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
川 辺 町	42歳	262,896円	433,125円
団 体 平 均	44.3歳	330,766円	493,186円

事業者	歳		円
-----	---	--	---

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

川 辺 町	川 辺 町 (団体平均)
1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,052 千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,291 千円
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.00 月分 (1.35) 月分 (0.95) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当 (令和5年4月1日現在)

川 辺 町	川 辺 町 (一般行政職)
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45歳以上かつ勤続20年以上、割増率3～45%) 1人当たり平均支給額 ー	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.270750 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (45歳以上かつ勤続20年以上、割増率3～45%) 1人当たり平均支給額 96千円 15,234千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、○年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当 (令和5年4月1日現在) ※川辺町は制度なし

#### エ 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在) 該当なし

#### オ 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	647 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	216 千円
支給実績 (令和3年度決算)	755 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	252 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 その他 6,500円 16歳から22歳の子に5,000円加算	同じ		258千円	258,000円
住居手当	賃貸住宅を借受し、一定額以上の家賃を払っている者 限度月額27,000円	同じ		—	—
通勤手当	・交通機関利用者運賃等相当額 最高限度額55,000円 ・自動車等使用者通勤距離に応じて2,000～31,600円 ※片道2km以上の者に支給	同じ		270千円	68,000円
管理職手当	定額	異なる	算定割合が低い	476千円	476,000円
単身赴任手当	基礎月額 23,000円	同じ		—	—
宿日直手当	1回 4,400円	同じ		—	—